

岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上の障害などにより判断能力が十分でなく、成年後見に係る審判を受けた者が成年後見人等に対し負担すべき報酬の一部又は全部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。(ただし、成年後見人等が助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)の配偶者又は四親等内の親族である場合を除く。)
- (2) 成年被後見人等 成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (3) 後見等 成年後見人等が行う後見、保佐又は補助をいう。
- (4) 審判書記載の報酬額 家庭裁判所の報酬付与の審判により決定した成年後見人等への報酬の額をいう。
- (5) 助成金 この要綱に基づき市が交付する成年後見制度利用支援助成金をいう。
- (6) 生活保護受給者 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、家庭裁判所により弁護士、司法書士、社会福祉士その他の専門職が成年後見人等に選任され、成年後見等開始の審判が確定し、東京法務局に成年被後見人等の登記がされている者であって、報酬付与の審判を受けた日(以下「報酬付与審判日」という。)と第6条の規定による助成金の交付の申請を行う日(以下「申請日」という。)及び助成対象期間において次の各号のいずれかに該当する者とする。また、次の各号全てにおいて、助成対象者が属する世帯の所有する預貯金その他の資産の合計額から助成対象者と仮定した場合に決定される報酬額を控除した額が、当該世帯の人数に500,000円を乗じて得た額以下であり、かつ助成対象者が属する世帯のすべての世帯員が土地及び家屋(生活保護法に係る厚生労働省社会・援護局長通達(昭和38年社発第246号)に基づき保有を認められている宅地及び家屋を除く。)を所有していない者でなければ、助成対象者となることができない。ただし、助成対象者が第6条に規定する申請を行う前に死亡した場合又は死亡後に報酬付与の審判が行われた場合は、報酬付与審判日における成年後見人等が助成対象者に代わって助成を受けることができる。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載されている者で、助成対象者及びその世帯員全員が、本市が実施機関である生活保護受給者又は市民税非課税である者。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条の規定に基づく住所地特例対象施設（本市に所在しているものに限る。）に入所している本市以外の住所地特例対象被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第 19 条、第 51 条、第 52 条、第 76 条の規定に基づき、本市以外が介護給付費等の支給決定を行っている者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 又は第 16 条の規定により本市以外が措置を行う者は対象としない。
- (2) 本市以外に居住し、助成対象者及びその世帯員全員が、本市が実施機関である生活保護受給者である者
- (3) 本市以外に居住し、介護保険法第 13 条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、助成対象者及びその世帯員全員が住民税非課税である者。ただし、本市以外が生活保護の実施機関である場合を除く。
- (4) 本市以外に居住し、障害者総合支援法第 19 条、第 51 条、第 52 条、第 76 条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、助成対象者及びその世帯員全員が住民税非課税である者。ただし、本市以外が生活保護の実施機関である場合を除く。
- (5) 本市以外に居住し、老人福祉法第 11 条、身体障害者福祉法第 18 条、知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条の規定による本市の措置により施設入所している者で、助成対象者及びその世帯員全員が住民税非課税である者。ただし、本市以外が生活保護の実施機関である場合を除く。
- (6) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村で成年後見人等報酬助成を受けている者は対象としない。

（助成の対象となる費用）

第 4 条 助成の対象となる費用は、審判書記載の報酬額の一部又は全部とする。ただし、同一人について同一の期間に係る助成金は重複して支給しない。

2 助成の対象となる期間は、家庭裁判所が決定した報酬付与審判に係る期間を基準として算定し、当該期間が 12 か月を超える場合は 12 か月とする。ただし、成年後見人等の就職の日以後最初に家庭裁判所が決定した報酬付与審判に係る期間及び成年後見人等が選任された対象者が死亡した場合その他これに準ずる事由により成年後見等が終了した場合に係る期間については、当該期間が 15 か月を超える場合は 15 か月とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、市長が助成対象者の収入及び資産の状況から助成対象者の負担できる額を勘案し、審判書記載の報酬額の範囲内で認めた額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出される額を上限とする。

- (1) 助成対象者が在宅において支援を受けている場合 後見等の事務が行われた月数×28,000円
- (2) 助成対象者が施設(在宅以外)において支援を受けている場合 後見等の事務が行われた月数×18,000円

2 前項各号の規定により助成金の上限の額の算定を行う場合において、後見等の事務が行われた期間に1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成金の上限の額を、在宅の場合は日額900円、施設の場合(在宅以外)は日額600円として算出するものとする。

(申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる該当書類を添付して、報酬付与審判日から起算して2月以内に市長に申請しなければならない。ただし、助成対象者が死亡した場合は、報酬付与審判日から起算して4月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
 - (2) 登記事項証明書(発行日より1年以内のものに限る)
 - (3) 後見等開始の審判書等、成年後見人等の職種がわかる書類
 - (4) 後見等事務報告書(家庭裁判所に提出したもの)
 - (5) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類
 - (6) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の生活保護受給証明書(発行日より3月以内のものに限る。)または市民税非課税証明書(最新年度のもので、発行日より3月以内のものに限る。(本市に住民登録がある場合は省略可))
 - (7) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の住民票(発行日より3月以内のものに限る。(本市に住民登録がある場合は省略可))
 - (8) 助成対象者の介護保険被保険者証(本市が介護保険者の場合は省略可)
 - (9) 助成対象者の障害サービス等の支給決定通知書または受給者証(本市が介護給付費等の支給決定を行っている場合は省略可)
 - (10) 助成対象者の本市の決定で措置入所していることがわかる書類
- (助成金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付決定通知書(様式第2号)又は岸和田市成年後見制度支援助

成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定しようとするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金は成年後見人等への報酬の支払以外に使用してはならないこと。

(2) 助成金の交付の決定を受けた者の成年後見人等は、助成対象者の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために市長が必要と認める事項

（助成金の交付）

第8条 助成金は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者又はその後見人等（以下「受給者等」という。）からの請求に基づき助成対象者である被後見人等または成年後見人等の銀行口座に振り込むことにより交付する。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、受給者等が第7条第2項の規定により付した条件に違反し、又は助成対象者の資産状況若しくは生活状況の変化若しくは死亡等により、助成の理由が消滅し、若しくは著しく変化したと認めるときは、既に行った助成金の交付決定の内容を取り消し、又は決定の内容を変更することがある。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定及び受給者等が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。